

## 「入間市介護保険条例の一部改正」改正の要旨

### 1 経緯

介護保険制度は平成12年度から始まり、当時（第1期：平成12～14年度）の65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の基準月額、2,760円であった。介護保険料は、3年毎に見直して条例で規定することとなっているため、その後7回の見直しを経て、今期（第8期：令和3～5年度）の保険料の基準月額は、4,940円に規定している。

第9期介護保険事業計画期間中（令和6～8年度）に団塊世代の全ての方が75歳に到達し、要介護（支援）認定者数の増加が見込まれる。それに伴う介護サービスの需要の増加、介護報酬の改定（1.59%増）等により、介護サービス給付費等の増加が見込まれる。

令和5年4月27日付けで「入間市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について」を入間市高齢者福祉審議会に諮問したところ、令和6年1月25日に「第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）の第1号被保険者保険料基準額は、5,390円（月額）に改定する。また、保険料率を国の定める標準乗率に変更する。」との中間答申がされた。

令和6年1月19日「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が公布され、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、標準段階の13段階化、保険料乗率の見直しを行うことが示された。（令和6年4月1日施行）

### 2 改正の概要

- (1) 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,940円から5,390円に改定する。
- (2) 所得金額区分の段階数を国の標準段階数に合わせて12段階から13段階に改定する。
- (3) 介護保険料の乗率は、国が示した割合とする。第2段階は国の乗率より更に引き下げる。  
(所得金額区分の第1段階から第3段階の低所得者層は、保険料上昇の抑制を図る。)
- (4) 所得金額区分の第7段階と第8段階の境界を200万円から210万円に変更する。
- (5) 所得金額区分の第12段階と第13段階の境界を1,200万円とする。
- (6) 引用している政令の一部改正に伴い生じた号ずれに対応する。

### 3 関係法令

介護保険法（平成9年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）